

両替機利用カード 利用規定

株式会社 千葉銀行

1. 利用目的

「両替機利用カード」は、当行の両替機で両替を行う場合にご利用いただくものであり、当行が利用申込者（以下「契約者」といいます）に貸与するものです。

2. 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに契約者または当行から解約の申し出のないかぎり、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、なお、継続後も同様とします。

3. 利用手数料

- ①利用手数料は、毎年10月1日（休日の場合は翌営業日）に翌1年分を前払いしていただくものとし、契約者が指定した預金口座から、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書、または小切手の提出を受けることなく引落します。
なお、当初契約期間の利用手数料は、契約時に契約日の属する月（当月を含む）から月割計算によりお支払いいただきます。
- ②利用手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。

4. 利用方法

- ①両替を行う場合に、両替機のカード挿入口に「両替機利用カード」を挿入し両替機を操作してください。
- ②「両替機利用カード」は、カード発行店の両替機でのみご利用いただけます。
- ③1日あたりの両替機利用回数、及び両替1回あたりの出金枚数（本数）は、当行の定めた範囲内とします。

5. 喪失・再発行

- ①「両替機利用カード」を喪失したとき、または「両替機利用カード」が利用不能となったときは、直ちにその旨をカード発行店にお届けください。
- ②「両替機利用カード」の再発行にあたっては、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

6. 譲渡・転貸等の禁止

「両替機利用カード」は、他人に譲渡・質入または転貸することはできません。

7. 解約

- ①この契約は、契約者から当行への申し出、および「両替機利用カード」の返却により、契約期間中いつでも解約することができます。
なお、解約にあたり、契約者が前払いしている利用手数料がある場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日までの利用手数料を、月割計算により返戻します。
- ②契約者からの利用手数料のお支払いがない場合、契約者が「両替機利用カード」を他人に譲渡・転貸または質入した場合、その他当行が相当と認める事由がある場合は、この契約を当行が解約することができます。この場合、「両替機利用カード」を直ちに当行へご返却いただきます。

8. 規定の変更等

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- ②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2025年6月1日現在）